

地域密着型サービス第三者評価調査者研修機関指定要綱

(目的)

第1条 兵庫県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「委員会」という。）が実施する地域密着型サービス第三者評価事業に関し、地域密着型サービス第三者評価機関認証要綱第1条の2第3号の規定に基づき、委員会が指定する法人の指定の要件及び手続について必要な事項を定める。

(指定の要件)

第2条 委員会は、次の要件を満たすと認められる法人を指定研修機関として指定することができるものとする。

- (1) 評価調査者が所属する評価機関を運営する法人以外の法人であること。ただし、評価調査者が所属する評価機関を運営する法人であって、研修を実施する部署と外部評価を実施する部署とが独立した関係にある等、研修の実施状況を客観的に確認することができると委員会が認める場合には、この限りでない。
- (2) 研修事務を毎年継続的に実施する能力があること。
- (3) 講師、会場等の研修体制及び事務処理体制の確保等研修事務を適正に履行できること。
- (4) 研修事務の経理が他の事務の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等が整備され、適正な経理処理を行うことができる体制であること。
- (5) 事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持については、職員及び職員であった者に対して十分な措置がなされていること。
- (6) 研修修了者名簿等を継続的に管理する体制が確保されていること。

(指定研修機関の要件)

第3条 指定研修機関は、以下について適切に行わなければならない。

- (1) 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした規程を定めること。

- ア 研修事業の名称
- イ 実施場所
- ウ 研修期間
- エ 研修課程
- オ 講師氏名
- カ 研修修了の認定方法
- キ 受講資格
- ク 受講手続き
- ケ 受講料

- (2) 研修の受講状況等を把握し、保存すること。

- (3) 研修運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持については、厳格に行うこと。
- (4) 演習等において知り得た個人の秘密の保持について厳格に行うとともに、研修受講者に対しても、この点につき十分に留意するよう指導すること。

(指定の申請)

第4条 指定研修機関の指定を受けようとする者は、「地域密着型サービス第三者評価調査者研修機関指定申請書」(様式第1号(第4条関係))に次に掲げる書類を付して委員会に申請を行うものとする。

- (1) 申請者の定款・寄付行為等及び法人登記簿の謄本(過去3か月以内のもの)
- (2) 研修の実施にあたり必要な事項を定めた実施要領等
- (3) 倫理規程(守秘義務に関する規程を含むもの)
- (4) 申請者の前年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録
- (5) 申請者の当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (6) その他必要と認められる書類

(指定の有効期間)

第5条 指定の有効期間は原則3年間とし、指定の有効期間の満了日は、委員会が定める最終年度の3月31日とする。

(指定の決定)

第6条 委員会は、第4条に規定する指定の申請及び第7条に規定する指定の更新について審査した結果、指定研修機関として指定する場合は、「地域密着型サービス第三者評価調査者研修機関指定通知書」(様式第2号(第6条関係))を申請者に交付するものとし、指定研修機関として指定しない場合には、その理由を付して「地域密着型サービス第三者評価調査者研修機関指定審査結果通知書」(様式第3号(第6条関係))により通知するものとする。

- 2 委員会は、指定研修機関を指定したときは、当該機関の名称、連絡先等の情報を公表するものとする。

(指定の更新)

第7条 指定研修機関の更新を受けようとする者は、「地域密着型サービス第三者評価調査者研修機関指定更新申請書」(様式第4号(第7条関係))に第4条第1項各号に掲げる書類を付して委員会に申請を行うものとする。

- 2 第6条第1項及び第2項の規定は、指定の更新において準用する。

(変更の届出)

第8条 指定研修機関は、第4条及び第7条に規定する申請書に記載した事項及び申請書に添付した書類の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ、「地域密着型サー

ビス第三者評価調査者研修機関指定に係る変更届出書」(様式第5号(第8条関係))により委員会に届け出なければならない。

(廃止の届出)

- 第9条 指定研修機関は、研修事業を廃止しようとするときは、事業終了の3か月前までに廃止の理由を付して「地域密着型サービス第三者評価調査者研修機関指定廃止届出書」(様式第6号(第9条関係))により委員会に届け出なければならない。
- 2 委員会は、前項の廃止届出書を受理した場合は、当該機関の名称及び廃止時期を公表するものとする。

(研修の実施)

- 第10条 指定研修機関が実施する研修は、評価調査者の養成研修及び追加・フォローアップ研修とし、標準の研修科目及び研修時間数等については別表のとおりとする。
- 2 指定研修機関は、地域密着型サービス第三者評価機関の認証を受けている法人又は新たに認証を受けようとする法人からの依頼に基づき研修を実施するものとする。

(研修の対象者)

- 第11条 養成研修の対象者は、評価機関に属する若しくは属する予定の者とする。
- 2 追加・フォローアップ研修の対象者は、他の都道府県若しくは当該都道府県が指定する法人等において実施された評価調査者養成研修を修了した者、又は評価機関に属する者であって、現に評価調査者として従事している者とする。

(修了証の交付)

- 第12条 指定研修機関は、修了すべき課程の全てを修了した者に限り、修了証書を交付するものとする。

(修了者名簿の提出)

- 第13条 指定研修機関は、委員会に対し、研修終了後、速やかに次に掲げる事項を記載した名簿を提出するものとする。
- (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 研修の受講開始年月日及び修了年月日

(研修報告書の提出)

- 第14条 指定研修機関は、委員会に対し、研修終了後2か月以内に、「地域密着型サービス第三者評価調査者研修に係る研修実績報告書」(様式第7号(第14条関係))及びそれに係る添付書類を提出するものとする。

(指定の取消し)

第 15 条 委員会は、指定研修機関が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、指定を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により指定を受けたとき。
- (2) 委員会が、研修事務の適正な実施の確保のために、指定研修機関に対し行う必要な指示に反したとき。
- (3) 第 2 条各号の要件を満たすことができなくなったと認められるとき。

(その他)

第 16 条 研修事務の実施に関して委員会が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容、その他必要な指示を行った場合は、当該指示に従うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 7 月 6 日から施行する。